

最後に、デジタルプラットフォームに対する法規制の動向をみましょう。

第4回で紹介した議会報告書は①反トラスト当局などによる法執行を強化し、議会も積極的に監視する②反トラスト法は消費者だけでなく、労働者や中小企業さらには民主主義を守るためのものであることを再確認する③反トラスト法に違反するかどうか問われている行為が、市場での競争を害することの説明（セオリーオブハーム）を全面的に見直す——ことなどを勧告しています。

さらに、支配的な立場にあるGAF Aの企業分割を命じるための法律や、利用者が自分のデータを回収・移転する「データポータビリティ」などを確保する

重み増す利用者の行動と関与

ための法律の制定も検討するよう求めています。

デジタルプラットフォームについては、わが国でも2021年2月に「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が施行されました。同法で特に注目されるのは、特定デジタルプラットフォーム事業者に対して、利用者に取引条件等の情報開示や取引条件変更の際の事前通知を義務づける規制を導入した点です。

これは、デジタルプラットフォームによる経済力の乱用を可視化し、力を乱用しないようけん制することにも、取引条件を周知することで、不満のある利用者が当該プラットフォームの利用を取りやめ、他に乗り換えることを促すための措

置だと評価できます。

この連載では、米国での動向を踏まえて、デジタル時代の競争について考えてきました。今後、GAF Aは自らを取り巻く様々な問題に自主的な規制で対応し、ある程度は、それで改善されるかもしれませんが。その方が手っ取り早く、コストもかからないからです。また、政府が法律を用いて、積極的に介入し規制することも予想されます。

それでも、デジタル時代の競争のあり方を決める本当の原動力は、私たち利用者の行動と関与だと思います。優良なサービスを提供するプラットフォームを積極的に選択し利用するのは私たちなのです。

（次回から「資本主義の進化を考える」を連載します）